

入札及び契約の適正な実施についての対応状況について（法人からの報告）

独立行政法人海上災害防止センター

Ⅰ 契約に係る規程類、体制の整備状況について	
1. 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備状況	
独立行政法人海上災害防止センターが締結する売買、賃借等契約に関する取り扱いについて必要な事項を定めた「独立行政法人海上災害防止センター契約事務取扱細則」を規定している。 また、契約の公表事項については「独立行政法人海上災害防止センターにおける公共調達に係る情報の公表について」を定めている。	
2. 契約事務に係る執行体制（内部審査体制、第3者による審査体制）の整備状況	
内部審査については、複数の監事（常勤1名、非常勤1名）による監査、第3者による審査については、国内大手の監査法人による監査を行っている。	
3. 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況、目標達成に向けた具体的取組状況（進捗していない場合はその理由も付記）	
業務実績報告書5ページにおいて記載済み。	
Ⅱ 個々の契約における監事等のチェックについて	
1. 監事や入札監視委員会などのチェックプロセスの状況（チェック体制、抽出方法、抽出件数、個別・具体的チェック方法等）	
各契約・入札について、監事に関係書類のチェックを受け、また、監査法人による書面監査を行っている。	
2. 監事や入札監視委員会などによる具体的なチェック状況	
監事による監査では、契約の締結及び執行の状況について、「随意契約見直し計画」に係る措置が順調に行われていることが確認されると共に、「契約方式について、競争性のある契約形態への移行に向けて大きく前進していることは、評価される」との報告があった。	

入札及び契約の適正な実施についての対応状況について（評価結果）

独立行政法人海上災害防止センター

I 契約に係る規程類、体制の整備状況について
1. 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の適切性についての評価
契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程を定めており、その内容も適切であると思料する。
2. 契約事務に係る執行体制（内部審査体制、第3者による審査体制）についての評価
複数の監事及び監査法人による定期的な監査が行われており、内部及び第3者による審査体制は確保されていると認められる。
3. 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況、目標達成に向けた具体的取組状況についての評価
19年度評価調書に記載済み。 （「随意契約見直し計画」の策定、これに基づく取組みにより、全契約件数に対する随意契約の割合を90%（18年度）から67%（19年度）に引き下げたことは評価できる。今後とも、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札を推進すること。）
II 個々の契約に係る評価
監事が各契約・入札関係書類を精査し、契約事務の適正性をチェックしているほか、監査法人による書面監査も併せて行っており、競争性及び透明性は十分に確保されているものと思料する。